

**2015 年度国別ジェンダー
情報整備調査報告書
(チュニジア国) (和文)**

平成 27 年 12 月
(2015 年)

独立行政法人国際協力機構 (JICA)
株式会社タック・インターナショナル

基盤
JR
15-227

チュニジアの地図



略語表

	原語	日本語
APIA	Agence de Promotion des Investissements Agricoles	農業投資促進庁
BDS	Business Development Services	ビジネス開発サービス
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)
CETIME	Centre Technique des Industries Mécaniques et Electriques	機械・電気産業技術センター
CETTEX	Centre Technique du Textile	繊維技術センター
CONECT	Confédération des Entreprises Citoyennes de Tunisie	チュニジア市民企業連盟
CREDIF	Centre de Recherches, d'Etude de Documentation et d'Information sur la Femme	女性にかかる文献・情報の調査研究センター
CSP	Code du Statut Personnel	身分法
CTC	Centre Technique de la Chimie	化学工業技術センター
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
GDI	Gender Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	Gross Development Product	国内総生産
GII	Gender Inequality Index	ジェンダー不平等指数
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit GmbH	ドイツ国際協力公社
GNI	Gross National Income	国民総所得
HDI	Human Development Index	人間開発指数
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MENA	Middle East and North Africa	中東・北アフリカ
NGO	Non-governmental Organization	非政府組織
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PACKTEC	Centre Technique de l'Emballage et du Conditionnement	包装技術センター
PME / SME	Petites et moyennes entreprises / Small and medium-sized enterprises	中小企業
Q/PI	Quality and Process Improvement	品質・生産性向上
UGPQ	Unité de Gestion du Programme National de Promotion de la Qualité	国家品質事業管理ユニット
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国連工業開発機関

UTAP	Union Tunisienne de l'Agriculture et de la Pêche	チュニジア農業・漁業連合
UTICA	Union Tunisienne de l'Industrie, du Commerce et de l'Artisanat	チュニジア工業・商業・手工業連合

目次

0. 調査の目的
1. 基礎指標
 - 1.1 人間開発・ジェンダー開発指数
 - 1.2 ミレニアム開発目標
 - 1.3 人口
 - 1.4 経済指標
 - 1.5 教育関連指標
 - 1.6 保健医療関連指標
 - 1.7 ジェンダー条約、法律等
2. 社会・経済事情及びジェンダー事情の概要
 - 2.1 社会経済事情の概要
 - 2.2 人口
 - 2.3 ジェンダー事情の概要
 - 2.4 貧困
 - 2.5 教育
 - 2.6 保健
 - 2.7 農業
 - 2.8 雇用・経済活動
 - 2.9 政治参加
 - 2.10 ジェンダーに基づく暴力（Gender-based violence）
3. チュニジア政府のジェンダー主流化への取り組み
 - 3.1 ジェンダー政策
 - 3.2 ジェンダー平等（女性の地位向上）のためのナショナルマシナリー
4. 他の援助機関の取り組み
5. JICA 事業のジェンダー主流化状況

主な参考資料

表

- 表 1 チュニジアの人口推移
- 表 2 労働参加率・失業率
- 表 3 中小企業支援・起業家支援を実施している政府系機関
- 表 4 女性起業家支援を実施している他の主な組織
- 表 5 中小企業対象に融資を行っている主な金融機関
- 表 6 「身分法」（CSP）女性の地位・権利に関する主な条項
- 表 7 主な援助機関のチュニジアにおけるジェンダー関連活動内容

図

- 図 1 貧困率
- 図 2 地域別貧困率
- 図 3 医療従事者が立ち会わない出産の割合
- 図 4 必要なカロリーの摂取に要する食費を支出できない人口の割合
- 図 5 チュニジアにおける HIV 感染者数
- 図 6 男女別失業率の推移

0. 調査の目的

開発援助においては、1960年代から、開発途上国の女性の開発への参加及び女性の地位向上が重視されるようになり、1970年代には「開発と女性（Women in Development: WID）の概念が登場した。1980年代には、女性に着目するWIDに代わり、男性と女性の相対的な関係や社会システムに着目する「ジェンダーと開発（Gender and Development: GAD）」が定着した。「ジェンダー主流化」はGADの考え方に基づき、全ての開発政策や事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、政策や事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発ニーズやインパクトを明確にしていくプロセスである。

日本政府は、2013年及び2014年の国連総会での首相演説で、政府開発援助におけるジェンダー平等や女性のエンパワメントへの積極的な支援について表明し、2015年2月に閣議決定した開発協力大綱において、人間の安全保障の推進としてジェンダー平等視点の重要性を打ち出している。JICAは中期目標・計画で「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」に取り組むことを掲げている。JICAは1996年以来計80の援助対象国においてジェンダー情報整備調査を実施し、援助対象国におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する案件形成・実施や、事業におけるジェンダーの視点の組み込みの促進を図っている。

本件調査は、基礎指標、女性の概況、ジェンダーに関する政府の取組、他援助機関の支援等、チュニジアの基本的なジェンダー関連情報取りまとめと、JICA事業を実施する上で必要なジェンダー視点の整理を行い、事業サイクルを通じてジェンダー主流化を促進することを目的とした。基礎指標、女性の概況とジェンダーに関する政府の取組については、2004年の前回調査の情報を更新した。さらに、JICAがジェンダー主流化の促進を検討している「民間セクター開発」分野について、既存・新規案件におけるジェンダー視点からのレビュー・提言を行った。現地調査を2015年9月30日から10月7日にかけて実施し、ジェンダーや民間セクター開発に関係する省庁・機関およびJICA事業のカウンターパート機関のインタビューを実施した。

1. 基礎指標

1.1 人間開発・ジェンダー開発指数

人間開発指数 (Human Development Index: HDI)

年	2008	2014
HDI	0.706	0.721
HDI 順位 (188 カ国中)	91	96

出所：UNDP Human Development Reports

ジェンダー開発指数 (Gender Development Index: GDI) 2014 年

GDI (男性の HDI に対する女性の HDI の割合) 2014	0.894
GDI 位置づけ (188 カ国中)	第 5 グループ
HDI (女性) 2014	0.671
HDI (男性) 2014	0.751
出生時平均余命 (女性) 2014	77.3
出生時平均余命 (男性) 2014	72.5
平均通学年数 (女性) 2014	5.9
平均通学年数 (男性) 2014	7.8
生涯のうちに受けられるであろう教育年数 (女性) 2014	15.0
生涯のうちに受けられるであろう教育年数 (男性) 2014	14.0
一人当たり国民総所得 (女性) 2014	4,748
一人当たり国民総所得 (男性) 2014	16,159

出所：UNDP Human Development Reports

<http://hdr.undp.org/en/content/table-5-gender-related-development-index-gdi>

注：出生時平均余命以下のデータは GDI (2014 年) の計算に用いられた数値であり、本報告書内の他の場所で引用されている最新のデータとは必ずしも一致しない。

HDI は人間開発の基本的な 3 つの側面 (健康、知識、生活水準) を測るものであるが、GDI は男性の HDI に対する女性の HDI の割合を計算し、男女格差を示すものである。GDI は 0 から 1 の間で示され、1 に近いほど男女格差が少ないことになる。

- 全世界平均: 0.924
- 人間開発が極めて進んでいる (very high human development) 諸国平均¹: 0.978
- 人間開発が進んでいる (high human development) 諸国平均: 0.954
- 人間開発が中程度 (medium human development) 諸国平均: 0.861
- 人間開発が進んでいない (low human development) 諸国平均: 0.830
- 開発途上国平均: 0.899
- アラブ諸国平均: 0.849

チュニジアは HDI の値から「人間開発が進んでいる (high human development)」国に分類されているが、GDI に関してはそれら諸国の平均よりも低い。アラブ諸国平均よりは良いが、男女格差が最も大きい「第 5 グループ」に分類される²。

¹ 日本の GDI は 0.961 であり、5 つのうちの上から 2 番目である「第 2 グループ」に属する。

² 男女格差が小さい方が第 1 グループ、格差が大きい方が第 5 グループとなる。主な国は以下のとおり。第 1 グループ：ノルウェー、オーストラリア、デンマーク、米国、カナダ、シンガポール、ベルギー、フランス、フィンランド、スペイン、ブルネイ、カタール、ロシア、ウルグアイ、カザフスタン、ブラジル、

ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index: GII) 2014 年

GII	0.240
GII 順位 (161 カ国中)	48
妊産婦死亡率 2013	46
思春期出生率 2010/2015	4.6
国会議員の中の女性の割合 2014	31.3
25 歳以上の女性のうち中等教育を受けた経験がある者の割合 2005-2014	32.8
25 歳以上の男性のうち中等教育を受けた経験がある者の割合 2005-2014	46.1
労働参加率 (15 歳以上女性) 2013	25.1
労働参加率 (15 歳以上男性) 2013	70.9

出所：UNDP Human Development Reports

<http://hdr.undp.org/en/content/table-4-gender-inequality-index>

注：妊産婦死亡率以下のデータは GII (2014 年) 計算に用いられた数値であり、本報告書内の他の場所で引用されている最新のデータとは必ずしも一致しない。

GII は人間開発の 3 つの側面 (リプロダクティブ・ヘルス、エンパワメント、雇用) から男女格差を測るものである。GII の値は 0 から 1 の間で示され、値が大きいほど男女格差が大きいことを示す。

- 全世界平均: 0.449
- 人間開発が極めて進んでいる (very high human development) 諸国平均³: 0.199
- 人間開発が進んでいる (high human development) 諸国平均: 0.310
- 人間開発が中程度 (medium human development) 諸国平均: 0.506
- 人間開発が進んでいない (low human development) 諸国平均: 0.583
- 開発途上国平均: 0.478
- アラブ諸国平均: 0.537

チュニジアは HDI の値から「人間開発が進んでいる (high human development)」国に分類されているが、GII に関してはそれら諸国の平均よりも良い数値を示している。また、アラブ諸国平均よりも良い数値を示している。

ジェンダーギャップ指数 (Gender Gap Index) 2014 年

ジェンダーギャップ指数は 0 から 1 の間で示され、1 に近いほど男女格差が少ない⁴。

ボツワナ、フィリピン、ナミビア等

第 2 グループ：スイス、ドイツ、アイルランド、ニュージーランド、英国、イスラエル、日本、イタリア、クウェート、リビア、ルワンダ等

第 3 グループ：オランダ、韓国、オーストリア、バーレーン、マレーシア、スリランカ、メキシコ、ペルー、中国、インドネシア、南アフリカ、タンザニア等

第 4 グループ：サウジアラビア、オマーン、トルコ、ザンビア、ガーナ、バングラデシュ、ケニア、ジンバブエ等

第 5 グループ：レバノン、イラン、ヨルダン、アルジェリア、チュニジア、エジプト、モロッコ、インド、カンボジア、ナイジェリア、カメルーン、ウガンダ、セネガル等

³ 日本は「人間開発が極めて進んでいる」国であり、GII は 0.133、161 カ国中 26 位である。

⁴ 日本のジェンダーギャップ指数は 0.6584 であり、142 カ国中 104 位である。

	順位 (142カ国 中)	スコア	女性	男性	女性の値の 男性の値に 対する割合
総合順位	123	0.627	-	-	-
1. 経済活動への参加	130	0.463	-	-	-
労働参加率	131	0.36	27%	75%	0.36
同一労働の賃金	37	0.71	データなし	データなし	0.71
1人当たり収入推計	133	0.28	4,690 ドル	17,003 ドル	0.28
管理職における割合	104	0.17	15%	85%	0.17
専門職・技術職にお ける割合	96	0.71	41%	59%	0.71
2. 教育	107	0.951	-	-	-
識字率	115	0.82	72%	88%	0.82
初等教育純就学率	88	0.99	98%	99%	0.99
中等教育純就学率	データなし	データなし	データなし	データなし	-
高等教育純就学率	1	1.00	43%	27%	1.59
3. 保健	129	0.964	-	-	-
出生時男女比率	122	0.93	データなし	データなし	0.93
健康寿命	101	1.03	67 歳	55 歳	1.03
4. 政治参加	82	0.131	-	-	-
国会議員数	38	0.39	28%	72%	0.39
大臣数	134	0.04	4%	96%	0.04
過去 50 年間で女性も しくは男性元首がい た年数	64	0.0	0 年	50 年	0.00

出所：World Economic Forum <http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2014>

注：男女別データはジェンダーギャップ指数（2014年）の計算に用いられた数値であり、本報告書内の他の場所で引用されている最新のデータとは必ずしも一致しない。

1.2 ミレニアム開発目標

ミレニアム開発目標 主な指標・データ

目標・指標	ベースライン	最新データ
目標 1 極度の貧困と飢餓の撲滅		
*1-A 1990年と比較して1日の収入が1米ドル未満の人口比率を2015年までに半減させる。		
1日の収入が1米ドル未満の人口比率 (*1)	5.9% (1990年)	1.0% (2010年)
目標 2 普遍的初等教育の達成		
*2-A 2015年までに、世界中のすべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。		
初等教育修了率	全体 79.7% 男子 85.3% 女子 73.9% (1990年)	全体 97.8% 男子 97.3% 女子 98.4% (2013年)
目標 3 ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上		
*3-A 2005年までに初等・中等教育における男女格差の解消を達成し、2015年までにすべ		

での教育レベルにおける男女格差を解消する。		
初等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率	0.87 (1990年)	0.97 (2013年)
中等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率	0.76 (1990年)	1.05 (2011年)
目標4 乳幼児死亡率の削減		
•4-A 1990年と比較して5歳未満児の死亡率を2015年までに3分の1に削減させる。		
5歳未満児死亡率（出生1,000件あたり）	52.2 (1990年)	15.2 (2015年)
乳児死亡率（出生1,000件あたり）	41 (1990年)	13.1 (2013年)
目標5 妊産婦の健康の改善		
•5-A 1990年と比較して妊産婦の死亡率を2015年までに4分の1に削減させる。		
妊産婦死亡率（出生10万件あたり）	91 (1990年)	46 (2013年)
•5-B 2015年までにリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）への普遍的アクセス（必要とする人が利用できる機会を有する状態）を実現する。		
医療従事者が立ち会った出産の割合	80.6% (1995年)	98.6% (2012年)
既婚女性（15-49歳）の避妊実行率	60.0% (1995年)	62.5% (2012年)
産前検診受診率（1回以上）	79.0% (1995年)	98.1% (2012年)
産前検診受診率（4回以上）	67.5% (2006年)	85.1% (2012年)
目標6 HIV/エイズ、マラリア及びその他の疾病の蔓延防止		
•6-A HIV/エイズの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させる。		
HIVと共に生きる人の割合（15-49歳）	0.0% (1990年)	0.05% (2013年)
•6-C マラリア及びその他の主要な疾病の蔓延を2015年までに阻止しその後減少させる。		
結核感染率（人口10万人あたり）	37.0 (1990年)	38.0 (2013年)
目標7：環境の持続可能性確保		
•7-C 安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる		
適切な飲料水を利用できる人口の割合	83% (1990年)	98% (2015年)
適切な衛生施設（トイレ）を利用できる人口の割合	73% (1990年)	92% (2015年)

出所：(*1) UNDP <http://www.social.tn/fileadmin/user1/doc/rapportPNUD2014final.pdf>

（その他）Millennium Development Goals Indicators (The Official United Nations Site for the MDG Indicators)

1.3 人口

年	2010	2015
総人口	10,632 千人	11,235 千人
うち女性	5,350 千人 (50%)	5,673 千人 (50%)

出所：United Nations Population Division <https://esa.un.org/unpd/wpp/Download/Standard/Population/>

1.4 経済指標

経済指標

年	2008	2013
国民総所得総額 (current US\$)	401.9 億ドル	457.8 億ドル
一人当たり国民総所得 (current US\$)	3,890 ドル	4,210 ドル
国内総生産 (GDP) 成長率(annual %)	4.7%	2.5%
対外債務残高 (current US\$)	213.78 億ドル	258.27 億ドル
インフレ率 (annual %)	4.9%	5.8%
ジニ指数	データなし	35.81 (2010年)
援助受取総額	3.75 億ドル	7.14 億ドル

出所：World Bank <http://data.worldbank.org/>

産業比率 (対 GDP)

年	2008	2013
農業	8.5%	8.6%
工業	33.9%	30.0%
サービス業等 その他	57.7%	61.4%

出所：World Bank <http://data.worldbank.org/>

労働指標

年		2008	2013
労働参加率 (15-64 歳)	全体	50.0%	51.2%
	男性	73.8%	75.5%
	女性	26.7%	27.3%
失業率	全体	12.4%	13.3%
	男性	11.6%	12.4%
	女性	14.6%	15.5%

出所：World Bank <http://data.worldbank.org/>

産業別労働比率

年	2006	2011
農業	19.3%	16.2%
工業	32.1%	33.5%
サービス業	48.6%	49.6%

出所：World Bank <http://data.worldbank.org/>

1.5 教育関連指標

年		2010	2013
成人識字率 (15 歳以上)	全体	79%	82% (2015年)
	男性	87%	90% (2015年)
	女性	71%	75% (2015年)
青少年識字率 (15-24 歳)	全体	97%	98% (2015年)
	男性	98%	98% (2015年)

	女性	96%	98% (2015年)
初等教育総就学率	全体	109%	110%
	男性	110%	112%
	女性	108%	109%
初等教育純就学率	全体	100%	100%
	男性	100%	100%
	女性	100%	100%
初等教育修了率(*1)	全体	102%	98%
	男性	102%	97%
	女性	102%	98%
前期中等教育総就学率	全体	112%	110%
	男性	115%	110%
	女性	114%	110%
前期中等教育総修了率	全体	57%	69%
	男性	50%	61%
	女性	65%	78%
高等教育総就学率	全体	35% (2012年)	34%
	男性	27% (2012年)	26%
	女性	43% (2012年)	42%

出所：(1) World Bank database <http://data.worldbank.org>
(その他) UNESCO <http://data.uis.unesco.org>

1.6 保健医療関連指標

出生時平均余命

年	2008	2013
全体	74.3 歳	73.6 歳
男性	72.4 歳	71.5 歳
女性	76.3 歳	75.9 歳

出所：World Bank database <http://data.worldbank.org>

リプロダクティブ・ヘルス

	2008	2013
妊産婦死亡率（出生 10 万件あたり）(*1)	48 (2010年)	46
合計特殊出生率	2.06	2.25
避妊実行率（15-49 歳）	データなし	62.5% (2012年)
産前検診受診率（1 回以上）	96% (2006年)	98% (2012年)
資格のある医療従事者が立ち会った出産の割合	95% (2006年)	99% (2012年)

出所：(*1) Millennium Development Goals Indicators
(その他) World Bank database <http://data.worldbank.org>

子どもの健康

年		2010	2013
乳児死亡率（出生 1,000 件あたり）	全体	14.9	13.1
	男児	16.4	データなし
	女児	13.3	データなし
5 歳未満児死亡率（出生 1,000 件あたり）	全体	17.4	15.2
	男児	18.9	データなし
	女児	15.7	データなし
年齢に見合う体重に不足している子どもの割合（5 歳未満児）	全体	データなし	2.3% (2012 年)
	男児	データなし	3.2% (2012 年)
	女児	データなし	1.4% (2012 年)
ワクチン接種率（12-23 カ月児）	DPT	98%	98%
	はしか	97%	94%

出所： World Bank database <http://data.worldbank.org>

1.7 ジェンダー条約、法律等

ジェンダー関連国際条約等の批准

批准年	条約・基準
1959	ILO 条約 111 号（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約） (Discrimination (Employment and Occupation) Convention)
1968	ILO 条約 100 号（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約） (Equal Remuneration Convention)
1985	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約） (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women : CEDAW) 9 条 2（母親の国籍を子どもに引き継ぐ権利）、15 条 4（女性が自分で居所を決定する権利）、16 条（結婚と離婚）等について留保していた。 2014 年にこれら留保が解除され、全体を批准したことになった。

出所：ILO <http://www.ilo.org>
EU (2012) Gender equality policy in Tunisia

ジェンダー平等及び女性の保護のための法律

年	法律
1956	身分法（Code du Statut Personnel: CSP）：婚姻が両性の合意のみによって成立することを規定。一夫多妻婚の禁止。夫からの一方的な離婚の禁止。
1957、1959	女性参政権付与（1957 年：市議会選挙、1959 年：全般）
1959	憲法：全ての国民が平等である旨を明記
1962	家族計画導入
1965	刑法（Code Pénal）：墮胎合法化
1973	刑法改正：合法的な墮胎の条件について改正
2010	国籍法（Code de la Nationalité Tunisienne）改正：出生地や父親の国籍に関係なく、チュニジア女性の子どもは父の公的な合意がなくともチュニ

	ジブチ国籍を取得できることになった
2011	政令 (Décret (decree)) No. 35 : 選挙におけるクォータ制の導入 (候補者リストは男女半々)
2014年1月	新憲法 : 男女の機会均等、議会における男女数の平等、女性に対する暴力の撲滅を明記

出所 : Code du Statut Personnel

Constitution de la République Tunisienne 1959

Code de la Nationalité Tunisienne 1963

Constitution de la République Tunisienne 2014

EU (2012) Gender equality policy in Tunisia

Women Suffrage and beyond http://womensuffrage.org/?page_id=69

2. 社会・経済事情及びジェンダー事情の概要

2.1 社会経済事情の概要

チュニジアはアフリカ大陸北部に位置し、面積は 163,610 平方キロメートルである。西はアルジェリア、南東はリビアに接し、北と東は地中海に面している。国民の 98% がアラブ人である。宗教は、大多数がイスラム教スンニ派を信仰している。公用語はアラビア語である。また、フランス語も広く通用する。

1957 年 7 月、ブルギバ (Habib Bourguiba) を初代大統領としてチュニジア共和国が成立した。1987 年 11 月、第 2 代大統領ベン・アリ (Ben Ali) が就任した。2010 年 12 月 17 日、中部のシディ・ブジド (Sidi Bouzid) にて、路上で野菜を売っていた若い男性が当局の取り締まりに抗議し、自殺した。若年層の高い失業率を背景に、若者を中心に抗議のデモが始まり、長期にわたるベン・アリ政権を批判する運動となって全国に拡大した。2011 年 1 月 14 日、ベン・アリ大統領は国外に逃れ、政権は崩壊した。これはジャスミン革命と呼ばれ、民主化を求める運動は中東諸国に波及した (アラブの春)。その後、ガンヌーシ (Mohamed Ghannouchi)、メバザ (Fouad Mebazza) の 2 名の暫定大統領を経て、2011 年 12 月から 2014 年 12 月までマルズーキ (Moncef Marzouki) が第 3 代大統領を務めた。2014 年 1 月に承認された新憲法は、チュニジアは市民国家であり、国民の意思に基礎を置くと定めた民主的な内容となっている。2014 年 10 月に同国で初めて国民の直接選挙による大統領選挙が行われ、2014 年 12 月にベジ・カイドセブシ (Mohamed Béji Caïd Essebsi) が第 4 代大統領に就任した。

第 12 次経済社会開発計画 (Plan de Développement Economique et Social) (2010 年～2014 年) が、2011 年の政変後、「社会経済開発戦略 2012-2016」(Stratégie de Développement Economique et Social Tunisienne 2012-2016) (ジャスミンプラン : Plan Jasmin) として改訂された。これは政変の要因となった失業問題や地域格差の是正に重点を置いているが、現政権が暫定政権のため、実施されていない⁵。2015 年 11 月現在、2015 年以降の開発計画 (Agenda Post 2015) 策定に向けて開発・投資・国際協力省 (Ministère du Développement de l'Investissement et de la Coopération Internationale) を中心に作業を行っている⁶。

2.2 人口

チュニジアの人口は 2015 年時点で約 1,100 万人であり、2010 年から 2015 年までの人口増加率は 1.12 である。出生時平均余命は 2010 年～2015 年統計によれば、全体で 74.6 歳、男性が 72.3 歳、女性が 77.0 歳である。2015 年のデータによると、15 歳以下が人口の約 23% を、60 歳以上が 12% を占めている。

⁵ JICA (2015) 民間セクター分野におけるジェンダー主流化調査ファイナル・レポート

⁶ 開発・投資・国際協力省 <http://www.mdc.gov.tn/>

表1 チュニジアの人口推移

(単位：千人)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015
全体	10,639	10,759	10,881	11,006	11,130	11,254
男性	5,276	5,331	5,387	5,445	5,503	5,561
女性	5,363	5,428	5,494	5,561	5,628	5,692

出所：United Nations Population Division <https://esa.un.org/unpd/wpp/Download/Standard/Population/>

2.3 ジェンダー事情の概要

チュニジアはアラブ圏の中で女性の権利について先進的な立場を確立している。「3.1 ジェンダー政策」の項で後述するとおり、1956年に制定された「身分法」(Code du Statut Personnel: CSP)は、イスラム法の影響で男女の扱いが異なる部分があるものの、女性の権利と男女平等を基本的に認めており、婚姻は両性の合意のみに基づくものであること、一夫多妻婚の禁止、夫による一方的な離婚の禁止等を定めている。

前掲のとおりチュニジアの「ジェンダー開発指数 (GDI)」は世界で最も男女格差が大きい「第5グループ」、「ジェンダー不平等指数 (GII)」は161カ国中48位、「ジェンダーギャップ指数」の総合順位は142カ国中123位である。これらデータの解釈としては、チュニジアにおいては、教育(就学率、識字率)に関しては男女格差が少なく、妊産婦死亡率等保健指標についても一定程度良好な状態にあるが、経済面(就業状況や収入)および政治参加の度合いについては男女格差が大きいことが理由であると分析される。教育、保健等各分野のジェンダー事情はそれぞれの項で詳述する。女性・家族・子ども省 (Ministère de la Femme, la Famille et l'Enfance)によれば、チュニジアの女性の教育程度は高く、公的機関や企業への女性の進出や女性の起業も進んでいるが、一方で、高い失業率、特に高学歴女性の失業率と、収入の機会に恵まれない農村部の女性の状況が課題となっている⁷。

2.4 貧困

2014年に社会問題省 (Ministère des Affaires Sociales) と国連が発表した「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDG) モニタリング報告書 2013」⁸によれば、チュニジアは2010年に独自の貧困定義を設定し、1人当たり年間消費金額が大都市で1,277ディナール(630米ドルまたは74,000円相当)⁹、中規模のコミュン¹⁰で1,158ディナール(570米ドルまたは67,000円相当)、コミュニティ以外(農村部)で820ディナール(400米ドルまたは47,000円相当)未満の世帯を貧困とした。この定義による

⁷ 本件現地調査聞き取りより。

⁸ “Objectifs du Millénaire pour le Développement, Rapport National de Suivi 2013” (2014) <http://www.social.tn/fileadmin/user1/doc/rapportPNUD2014final.pdf>

⁹ 1ディナール=US\$0.49、JPY58 (2016年1月)

¹⁰ Commune：チュニジアの地方自治最小単位。

と、チュニジア全国の貧困率は2000年の32.4%に対して2010年は15.5%に減少した。図1、図2に示すとおり、農村部の貧困率も減少してはいるものの、相変わらず高い。地域別では北西部・中西部の貧困率が高い。同報告書においては男女別の貧困率は記載されていないが、前掲データから、労働参加率に男女で差があること（男性76%、女性27%、2013年）、女性の失業率が高いこと（男性12%、女性16%、2013年）、女性の収入が男性よりもかなり少ないこと（一人当たり国民総所得 男性16,159ドル、女性4,748ドル）がわかるため、女性の貧困が、特に農村部において深刻であると推測される。

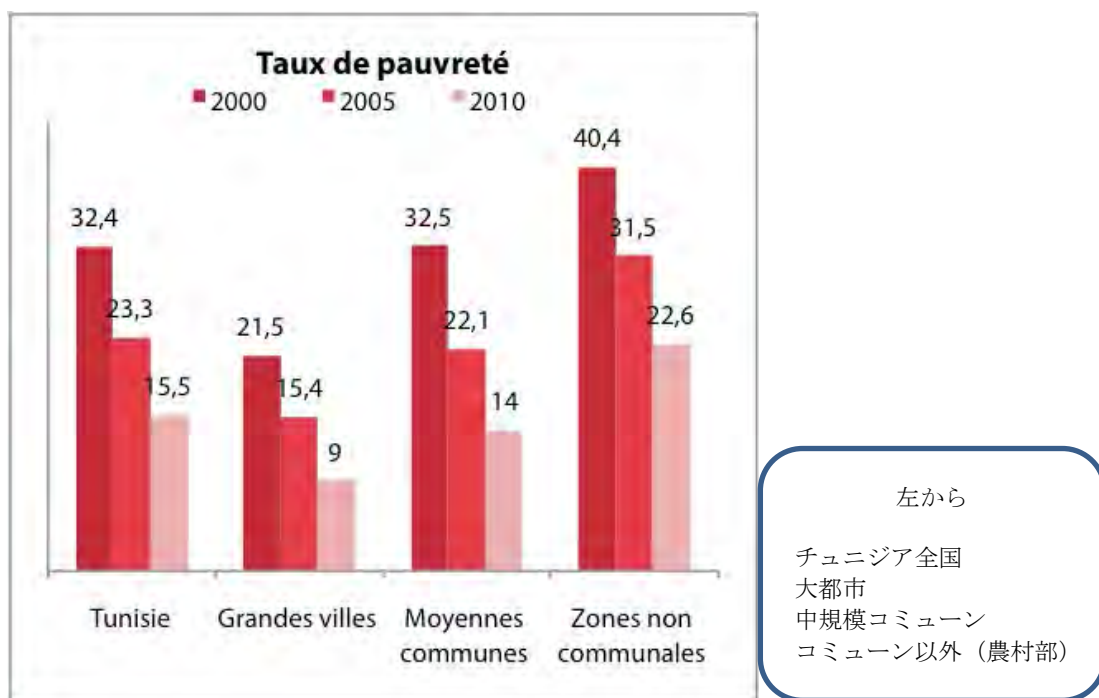


図1 貧困率

(出所：Objectifs du Millénaire pour le Développement, Rapport National de Suivi 2013)

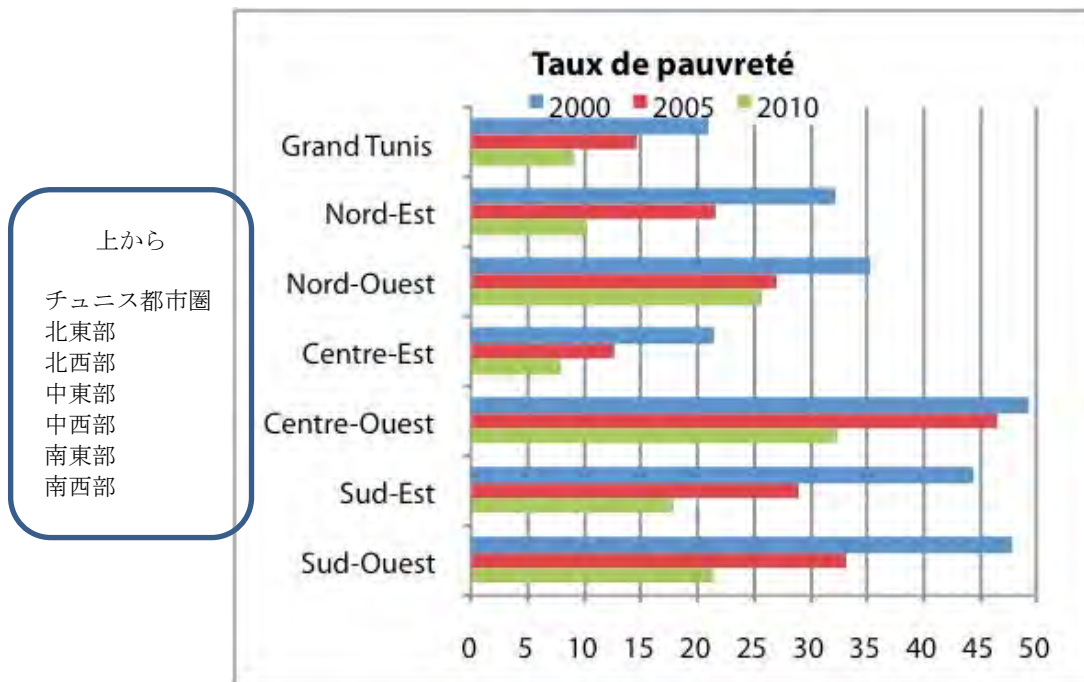


図2 地域別貧困率

(出所：Objectifs du Millénaire pour le Développement, Rapport National de Suivi 2013)

2.5 教育

前掲の2013年教育関連データで示すとおり、初等教育の純就学率は男女とも100%、初等教育修了率は男子97%に対して女子98%となっており、初等教育は男女国民に普及していると言える。また、前期中等教育総修了率は男子61%に対して女子78%と、女子の方が高い。EUジェンダープロファイル報告書(2014年)¹¹によれば、中途退学に関するデータは十分ないものの、男子の方が女子よりも退学者が多いと報告されている。青少年(15-24歳)識字率が男女とも98%であるのに対して成人識字率は女性(75%)が男性(90%)よりも15%低く、高齢女性の中に十分教育を受けられなかった者がいることを示している。

EUジェンダープロファイル報告書によれば、高等教育の専攻分野の中で、女性が特によく多いのは社会科学、人文科学、言語学、経済学、ジャーナリズム、法学、農学等である。女性が比較的少ない分野は工学(29%)、建築学(34%)、獣医学(36%)等であるが、これらの伝統的に男性が多い分野でも最低30%程度は女性が占めている。

¹¹ EU “Profil Genre de la Tunisie 2014”

2.6 保健

【母子保健】

MDG モニタリング報告書によれば、チュニジアでは 1990 年に国家周産期プログラム (Programme National de Périnatalité) を導入し、妊産婦死亡率の減少を目指している。公的医療機関での妊産婦死亡例の検証、大学と地域医療機関の連携、産前・産後の検診強化、家族計画の改善、新生児死亡の防止を重点事項として掲げている。2012 年には、産前検診を 1 回以上受けた妊婦の割合が 98%、4 回以上受けた妊婦の割合が 85% となっている。チュニジアでは 1960 年代から家族計画が導入され、宗教的・文化的制約がある中でも、保健施設や助産師との協力により、避妊が普及した。既婚女性の避妊実行率は 2011 年で 63% にのぼる。また、医療従事者が立ち会わない出産の割合は全国で大きく低下した。このような取り組みの結果、MDG 指標が示すとおり、妊産婦死亡率は 1990 年の 91 から 2013 年の 46 までほぼ半減した。

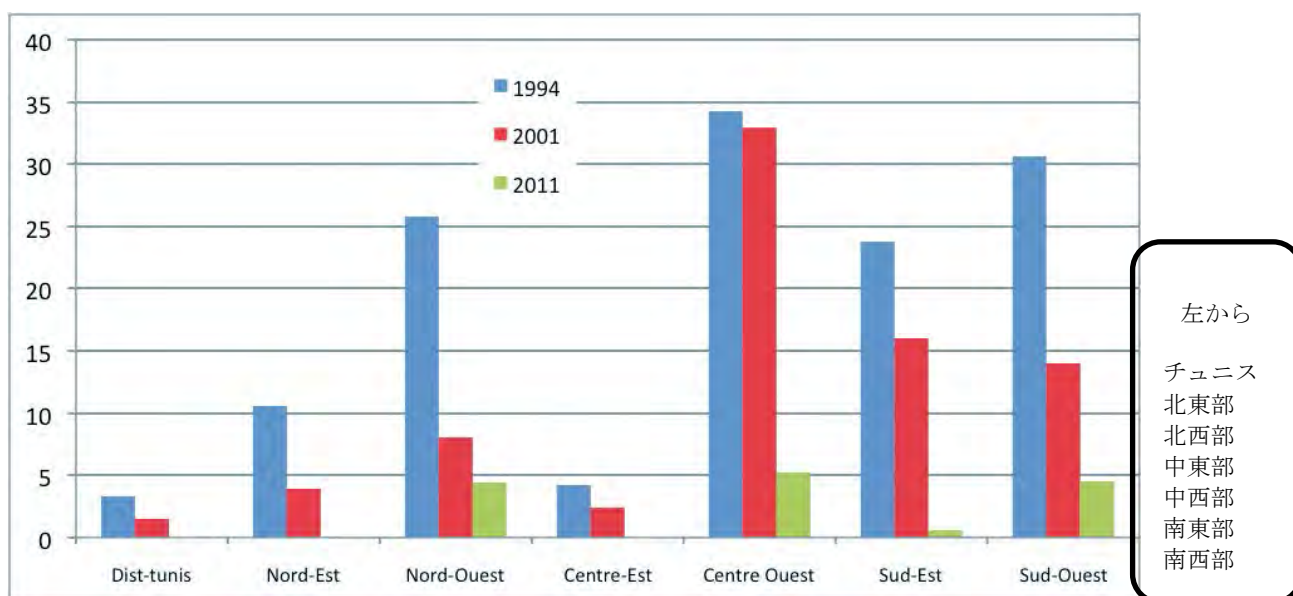


図3 医療従事者が立ち会わない出産の割合 (単位: %)
(出所: Objectifs du Millénaire pour le Développement, Rapport National de Suivi 2013)

子どもの健康に関しては、MDG モニタリング報告書によれば、5 歳未満児死亡率は 1990 年の 52.2 から 2013 年の 15.2 に、乳児死亡率も同期間に 41 から 13.1 まで減少した。男女別データがある 2010 年(前掲)には、5 歳未満児死亡率は男児 19% に対し女児 16%、乳児死亡率は男児 16% に対し女児 13% となっている。

1980 年代から基本予防接種 (BCG、三種混合・ポリオ) が義務化され、全ての保健施設で無料で受けられるようになった。その後、はしか、B 型肝炎、風疹、インフルエンザも加えられた。保健施設や学校の協力の下、予防接種がシステマティックに行われており、2011 年のデータでは、18 カ月から 29 カ月の子どもの予防接種率は 94% に達し

ている。男女別のデータはない。

【栄養】

MDG モニタリング報告書によれば、年齢に見合った体重・身長に足りない5歳未満児の割合は、チュニジア全体で1988年から2011年の間に50%以上減少した。しかし、北西部・北東部・中央部では全国平均に劣っている。年齢に見合う体重に不足している5歳未満児の割合は、男児3.2%に対して女児1.4%（前掲2012年データ）である。図4で示すとおり、必要なカロリーの摂取に要する食費を支出できない人口の割合は、農村部及びチュニジア西部で多い。

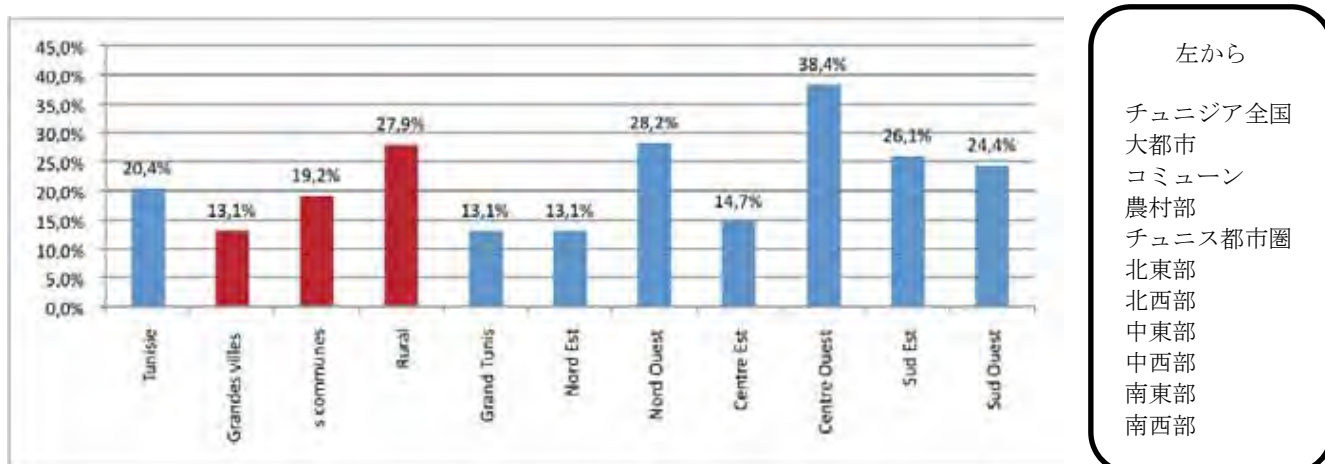


図4 必要なカロリーの摂取に要する食費を支出できない人口の割合
 (出所：Objectifs du Millénaire pour le Développement, Rapport National de Suivi 2013)

【HIV/エイズ】

MDG モニタリング報告書によれば、2011年までのHIV感染者約1,700名を分析した結果、感染者のうち男性が3分の2を、15歳から24歳までの青少年層が10%を占めていた。現在のHIV感染率が0.1%と低いことから、チュニジア国内でのHIVへの関心は低い。いわゆるリスクグループの感染率は高く、2011年データでは、性産業従事者0.61%、薬物使用者2.4%、男性同性愛者13%であった。また、地域別ではチュニス都市圏と沿岸部の感染率が高かった。保健省とUNAIDSは、HIV/エイズと性感染症対策国家戦略計画(2012-2016) (Plan Stratégique National de la riposte au VIH/sida et aux IST)を策定した。この戦略計画では、予防(母子感染防止、啓発、コンドームの普及、HIV検査とカウンセリング)、抗レトロウイルス薬(Antiretroviral:ARV)による治療と、患者の経済的・精神的支援を活動内容として掲げている¹²。

¹² Ministère de la Santé Publique, Direction des Soins de Santé de Base, Programme National de Lutte contre le sida et les IST “Rapport d’Activité sur la Riposte au sida- Tunisie 2012-2013”
<http://www.unaids.org/sites/default/files/country/documents/file%2C94767%2Cfr..pdf>



図5 チュニジアにおける HIV 感染者数 (1986-2012 年) (単位: 人)
 (出所: Objectifs du Millénaire pour le Développement, Rapport National de Suivi 2013)

2.7 農業

EU ジェンダープロファイル報告書によれば、2012 年時点でチュニジアの女性の 35% が農村部に住んでいる。女性は家族経営の小規模農業に従事している場合が多い。法律上は土地の所有は男女平等であるが、女性の相続分は男性の半分と規定されているため実際には男性が相続することが多く、女性名義になっていることは少ない。よって、女性が事業主体として農業経営をしたり、土地を担保に融資を受けたりすることは困難となっている。農業経営者の中で女性の割合は 4%にとどまっている。

農業・農村開発関係の主な政府関係機関と、その農民女性支援事業について、現地調査におけるインタビューの結果を以下のとおりまとめる。

農業投資促進庁 (Agence de Promotion des Investissements Agricoles : APIA)

1983 年から 2014 年までに APIA が実施した農民支援事業の中で、件数及び金額で受益者の中の女性の割合は 4%~7%程度であった。農民が事業計画を作成する段階では男女比は半々だが、実際に事業を開始する段階になると女性の比率は 20%程度に減少するとのことである。しかし APIA 職員の意見では、一旦事業を立ち上げた後の運営状況においては、男女の差はそれほど感じないとのことである。APIA は、女性に特化した事業は行っていないものの、農民女性が土地を所有していないこと、融資を得にくいこと、体力的に男性に劣ることや、農村社会の中に女性は男性の補助として働くという意識が根強いこと等の課題を抱えているため、女性に特化した支援も必要と考えている。APIA

として農民女性対象にどのような活動をしたかという具体的な考えはまだないが、現状の分析から始めたいとしている。また、APIA は、農業分野で学位を得た人もしくは APIA 研修を受けた人を対象に、国有の農地を優遇料金で貸す事業を行っている。APIA 職員の男女比は、現場で技術指導を担当する者を含め全体ではほぼ半々であるが、幹部は男性が多い（幹部 33 名中女性 6 名）。

チュニジア農業・漁業連合（Union Tunisienne de l'Agriculture et de la Pêche : UTAP）

UTAP は 1950 年に設立され、中央事務局と、県事務所、セクター別部門を有する。チュニジア全国の農民約 60 万人中、UTAP には約 35 万人が加入している。女性の割合は約 20% である。UTAP 内に農民女性の連合もある。UTAP はアフリカ・アラブの農業・漁業地域連合にも加盟している。UTAP 県事務所は、最低 1 人女性職員を配置することになっている。

UTAP によれば、実際に農作業に従事する者の 80% は女性と言われているが、UTAP が支援した農業プロジェクトの受益者中、女性の割合は 6% である。農民女性支援の実例としては、鶏・ウサギ等の家畜飼育や植物栽培の技術研修等があるが、飼育・栽培に成功した後、農産物の販売に際して困難を感じる人が多いとのことである。農民女性グループによる、エッセンシャルオイルや食品加工等の事業も多いが、1960 年代の共産主義的な社会への嫌悪のため、グループを結成したくないという農民が多い。UTAP は、国際農業祭で農民女性のスタンドを出したり、社会問題省と協力して、農民の労働条件を国際基準に合うように整備を進めたりしている。2015 年からは、農民女性の出産休暇や、農民の最低賃金が認められた。UTAP によれば、地方部の貧困がテロなど社会不安の一因になっているため、地方部の開発と収入向上、つまりは地方住民の多くが生業とする農業を発展させ、社会の安定に貢献することが必要である。上述のとおり女性も農業の主たる担い手であることから、農民女性を支援することも必要と考えている。農民女性は以下のような様々な困難を抱えている。

- 農業の 80% は家族経営であるため、多くの場合男性（夫、父親等）が事業の代表者となっており、女性は事業経営者・労働者の数字としては表に出てこない。女性は作業の多くを担っているが、無償で労働提供していることが多い。
- 農村出身の女性が都市で教育を受けた後、単身で都市に残ることが文化的に認められにくいいため、農村に帰るが、仕事は農業しかない。収入の機会が限られている。
- 女性は家事責任や文化的な理由で、自宅から遠く離れることが男性に比べて難しい。研修や作業に参加する機会が制限される。農産物の輸送についても、自分で車に積み込み運転して届けることは男性よりも難しい。
- 女性の相続分が男性の半分と定められている結果、女性の多くは土地を所有していないため、事業立ち上げ・拡大のための融資を受けにくい。
- 事業規模を拡大するための手段（農機具等）を持っていない。

- 力仕事は男性に依頼することになるため、自力で作業できる男性に比較すると、作業進捗管理が思うように進まないことも多く、人件費も余計にかかる。一方、実際に担当している作業の軽重にかかわらず、力仕事や重要な仕事は男性担当という思い込みがあるため、女性の担当する作業は評価を受けにくい。
- 文化的に、農村部の女性は意見を持つことや発言に消極的で、意思決定に参加しない傾向がある。
- 農産物にどのように付加価値を付けて売ることがわからない。

2.8 雇用・経済活動

【女性労働全般】

EU ジェンダープロファイル報告書によれば、女性労働者の3分の2が狭義のサービス、工業、農業の3つのセクターに集中している。女性経営者は全国に約15,000人おり、経営者全体の6.5%を占める。

インフォーマルセクターは農業以外の雇用の40~50%を占めていると推測される。インフォーマルセクターに関する統計は整備されていないが、女性の割合が多いと考えられている。

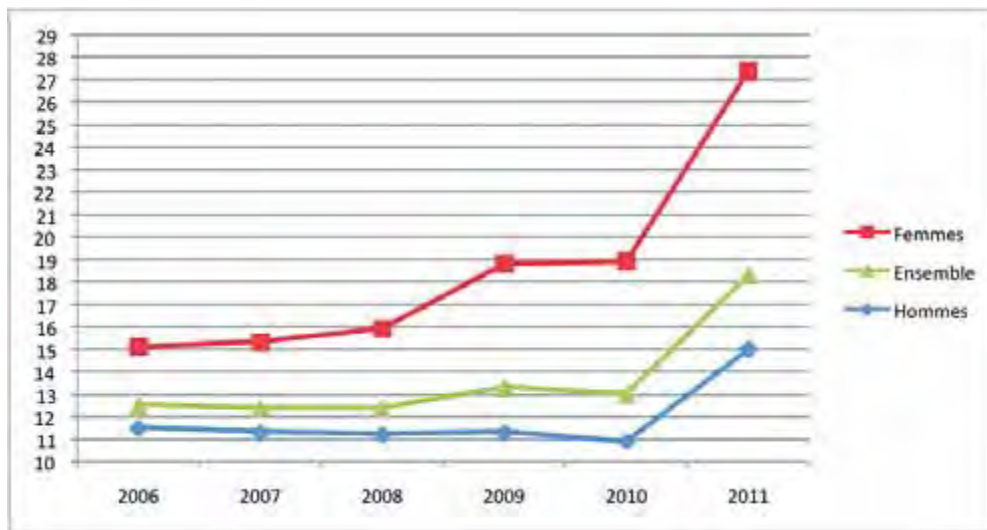
表2 労働参加率・失業率

	全体	男性	女性	データ年
労働参加率 (15-64 歳)	71%	77%	65%	2013 (*1)
失業率 (全体)	15.0%	12.5%	21.6%	2015 第1四半期 (*2)
失業率 (大卒)	30.0%	20.8%	39.0%	2015 第1四半期 (*2)

出所： *1 World Bank database. <http://data.worldbank.org>

*2 Institut National des Statistiques (INS)

失業率は、女性が男性の1.5倍から2倍近くになっている。



上から
赤：女性
緑：全体
青：男性

図6 男女別失業率の推移（単位 %）

（出所：Objectifs du Millénaire pour le Développement, Rapport National de Suivi 2013）

国家雇用戦略 2013-2017（Stratégie National pour l'Emploi）の目標は、雇用創出、失業率の減少、競争力と生産性の高い労働力の整備である。これら目標を達成するための戦略として、雇用政策の強化、多くの雇用創出が見込まれるセクターの強化、中小企業や自営業を含む民間セクターの発展、地方における雇用や女性労働力の強化、職業訓練の改善、労働市場の機能改善を掲げている¹³。

EU ジェンダープロファイル報告書によれば、チュニジア労働者連合（Union Générale Tunisienne du Travail: UGTT）は 2000 年に女性委員会を設立したが、2011 年の労働組合中央会議の参加者 511 人中、女性は 13 人のみであった。UGTT 中央事務局役員 13 名中、女性役員はいない。県事務所においても女性の割合は 8%にとどまる。女性委員会は、UGTT の全ての部門で少なくとも 2 名を女性にすることを提案している。

【中小企業振興・起業家支援】

JICA「民間セクター分野におけるジェンダー主流化調査ファイナル・レポート」（2015 年）によれば、女性起業家の業種はサービス業 41%、消費財製造・販売（食料、衣類）25%、小売・卸 22%等となっている。ビジネスの拠点はチュニス、スース等都市部に集中している。また、フランス、イタリア、湾岸諸国、米国、マレーシア等に商品を輸出しており、女性起業家のうち輸入・輸出のいずれかを行っている者は 62%に及ぶ。女性起業家は男性に比べ自宅で事業を行っている者が多い。年平均売り上げは 5 万ディナール（約 24,000 米ドル=290 万円）であり同業種の男性起業家と同等のことである。女性起業家の 80%は高等教育修了以上と高学歴で、男性に比べて、経済的理由よりは自己

¹³ Ministère de la Formation Professionnelle et de l'Emploi (2013) "Stratégie National pour l'Emploi"（パワーポイント資料）<http://www.emploi.gov.tn/fr/emploi/strategie-nationale-pour-lemploi/>

実現のために起業した者が多い。起業前に企業勤務経験がある者が 55%を占めている。

女性起業家が抱える課題としては、資金調達、ネットワーク構築、経営や事業（セクター、商品）に関する知識、販路の確保、家庭との両立等が挙げられる。

女性に特化した中小企業支援政策・スキームはない。中小企業支援・起業家支援を実施している政府系機関は以下のとおりである。

表3 中小企業支援・起業家支援を実施している政府系機関

機関	活動内容
国立雇用・自営庁 (Agence Nationale pour l'Emploi et le Travail Indépendant)	国立雇用基金 (Fonds Nationaux pour l'Emploi) による、大学卒業者向けの専門研修制度、高学歴者の雇用促進のためのインターン、小規模企業立ち上げのための支援 (研修と、起業のための資金一部提供) 等の事業を実施しており、2012年には受益者の60%程度が女性であった。
国立手工芸局 (Office National de l'Artisanat)	手工芸従事者に対して、融資、研修、産業フェア等を実施している。受益者の80%程度が女性である。
産業・技術革新促進庁 (Agence de Promotion de l'Industrie et de l'Innovation: APII)	海外投資を促進するため、外国企業を受け入れる窓口としてワン・ストップ・ショップを運営している。外国企業との提携を考えるチュニジア企業を対象に、工業競争力開発資金 (Fonds de développement de la compétitivité industrielle) から、商品の改良のための資金提供を行っている。

出所：JICA（2015）民間セクター分野におけるジェンダー主流化調査ファイナル・レポート

中小企業振興・起業家支援を行っている主な経営者団体とその事業内容について現地調査でインタビューを行った結果は以下のとおりである。

チュニジア工業・商業・手工業連合 女性経営者室 (Union Tunisienne de l'Industrie, du Commerce et de l'Artisanat (UTICA) Chambre Nationale des Femmes Chefs d'Entreprise (CNFCE))

CNFCE は全てのセクターの女性起業家を支援している。企業立ち上げやネットワーク構築支援のための研修やセミナーの実施、地方の起業家支援、若い起業家の支援等を行っている。女性起業家は、担保がないため融資を受けられないことが深刻な問題である。融資を受けられないと事業規模は小さくなる。CNFCE は資金面で企業を直接支援することができないが、銀行に対し、女性起業家向けの融資スキームを導入できないか働きかけている。ILO が CNFCE と協力して女性起業家に関する研究をまとめ、アクションプランを提言したが、2015年11月時点で草案段階であり、公表されていない。

2015年11月時点で UTICA 議長は女性であるが、UTICA の幹部の中で女性の割合は10%にとどまるため、2017年の事務局選挙では増やしたいと考えている。

チュニジア市民企業連盟 (Confédération des Entreprises Citoyennes de Tunisie: CONECT)

CONNECT は全てのセクターの企業を対象に、事業計画策定・資金調達・商品の付加価値向上や海外への進出を支援している。CONNECT の支援を受けるためには、正式に登録している企業である（インフォーマルでない）ことと、従業員が3名以上いることが条件である。

会員には男性も女性もおり、女性が全ての活動に参加している。CONNECT 立ち上げ当時から事務局幹部には女性も含まれているし、女性起業家のデータベースもある。しかし、特に女性を対象にした事業は行っていない。女性が多い手工芸セクターにおいては、市場へのアクセスが最も深刻な課題である。商品は市場に出ることで磨かれるので、最初の時点で商品が洗練されていないこと自体は大きな問題ではないとのことである。

女性起業家支援を実施している他の主な組織は以下のとおりである。

表4 女性起業家支援を実施している他の主な組織

組織	活動内容
持続可能な女性企業 (Enterprises Féminines Durables / Women's Enterprise for Sustainability (WES))	地方のNGOが地域の女性起業家育成事業を実施できるよう、NGO職員に対して研修を行う。NGOは女性起業家に対して研修を実施する。起業家研修を修了した女性起業家対象にビジネスコンテストを実施し、起業や事業拡大のための賞金を提供する。 2015年11月現在、チュニジアに13のWESセンターがあり、研修を受けた女性は1,700人以上、新規に立ち上げた事業は132件である。
女性とリーダーシップ (Association tunisienne "Femmes et leadership")	高学歴女性のリーダーシップ育成のため、活躍している女性による啓発活動や、技能研修、ビジネスコンテスト等を実施している。
チュニジア女性連合 (Union Nationale de la Femme Tunisienne: UNFT)	服飾・美容・調理等の女性向け技能研修、起業支援、女性の権利についての啓発、暴力を受けた女性の保護・支援等を実施している。
アラブ経営者協会 (Institut Arabe des Chefs d'Entreprises: IACE)	会員はチュニジアのトップ企業約400社で、女性経営者の企業はそのうち約10%である。経営者のネットワーク構築、中小企業の管理職向け研修、若年層のための起業支援等を実施している。

出所：JICA（2015）民間セクター分野におけるジェンダー主流化調査ファイナル・レポート

WES ウェブサイト <http://www.iie.org/Programs/Womens-Enterprise-for-Sustainability>

UNFT ウェブサイト <http://www.unft.org.tn/fr/>

IACE ウェブサイト <http://www.iace.tn/>

女性に特化した融資スキームはない。中小企業対象融資を行っている主な金融機関は表5のとおりである。

表5 中小企業対象に融資を行っている主な金融機関

機関	支援内容
チュニジア連帯銀行 (Banque Tunisienne de Solidarité: BTS)	チュニジア最初のマイクロファイナンス機関である。担保は不要であり、利息年5%で貸し出している。対象は、高等教育や職業教育の修了者で、起業意欲はあるが資金が不足している者である。 2014年実績では、新規融資のうち55%が女性であった。返済率は男性67%に対し女性は80%である。
中小企業融資銀行 (Banque de Financement des Petites et Moyennes Entreprises: BFPME)	観光業・不動産業以外の全てのセクターの中小企業を対象にしている。事業立ち上げ時には、機材購入費、工事費、回転資金等を支援し、初期投資は8万から4百万ディナール(約39,000米ドル=460万円から約1,960,000米ドル=2億3千万円)を想定している。
Fonds de Promotion et de Décentralisation Industrielle (FOPRODI)	地方の工業分野の中小企業を支援する。事業立ち上げ時には資金を5百万ディナール(約2,450,000米ドル=2億9千万円)まで支援する。
手工芸促進国家基金 (Fonds National de Promotion de l'Artisanat et des Petits Métiers: FONAPRA)	手工芸分野の中小企業を支援する。事業立ち上げ時には資金を5万ディナール(約24,500米ドル=290万円)まで支援する。
エンダ (ENDA-Inter Arabe)	起業資金、低所得世帯の学業資金等様々な融資を行っている。顧客の70%は女性である。

出所：JICA (2015) 民間セクター分野におけるジェンダー主流化調査ファイナル・レポート
チュニス市ウェブサイト <http://www.commune-tunis.gov.tn/>

ドイツ GIZ は、チュニジア、モロッコ、エジプト、ヨルダンを対象に、「中東・北アフリカ地域における女性の経済活動への統合プログラム (Economic Integration of Women in the MENA Region)」(2010年～2016年)を実施している。MENA 地域では2009年の女性の労働参加率が25%にとどまっていたことから、女性の起業・雇用を促進することを目的として、以下の活動を行っている¹⁴。

1. 女性の労働に関する意識・態度の変化：国内 NGO と協力して、意識を変えるための映像作品を放映する。2015年現在、1カ国に対して2本ずつ作品候補が選定され、製作中である。

2. ジェンダーに配慮した経済・雇用政策の実施を支援：政策はあるものの適切に実施されているとはいえないため、民間企業と協力して、ジェンダー配慮と女性のエンパワメントが事業に良いインパクトを与えた実例を集め、情報発信する。また、仕事と家庭の両立を促進する。

3. 女性の経済的エンパワメント：女性が多く働いており成長が見込まれる業種を対象に、ジェンダー分析を行う。チュニジアの観光業(特に地方の手工芸、食品)のバリューチェーン分析を行っている。チュニジアにおいては、2012年3月から、ドイツの

¹⁴ <https://www.giz.de/en/worldwide/15981.html>

旅行会社 TUI Deutschland GmbH が、チュニジアの観光業における女性支援に協力することになった。

4. 学卒女性や、スキルの低い女性の就業支援：モロッコの大学において、女性の学生に対してメンターが指導する。また、ヨルダンでは調理師女性等がホテル・外食産業に就職できるよう支援する。

2.9 政治参加

2011年4月の選挙に関する政令で国会議員候補者数を男女平等にすることが決まり、候補者リストは男女を交互に掲載することになったため、候補者の半数近く（47%）が女性であった。2014年10月の選挙の結果、2015年11月時点で国会議員217名のうち女性は68名で、31%を占めている¹⁵。2014年1月以降の政府において、22名の大臣のうち女性は2名である。EU ジェンダープロファイル報告書によれば、省庁職員の中で女性の割合は37%であるが、国務長官（Secrétaire Général）の中では4%である。

2.10 ジェンダーに基づく暴力（Gender-based violence）

「身分法」（Code du Statut Personnel: CSP）や刑法が1993年に改正され、女性の権利を含む人権が重視されるようになった。夫婦はお互いを尊重することが求められ、家族内の暴力は犯罪と規定された。一方で表に出てこない事件も多く、EU ジェンダープロファイル報告書によれば、18歳以上64歳以下の女性の48%が家庭内暴力を受けた経験があるという調査結果もある。女性・家族・子ども省が策定した「生涯を通じて女性への暴力を撲滅する国家戦略」（Stratégie nationale de lutte contre les violences faites aux femmes à travers le cycle de vie）（2013年）においては、ジェンダーに基づく暴力に関するデータ収集と分析、被害者に対する適切かつ多様なサービスの提供、社会の啓発、法律の適用の4点を重点分野としている。

¹⁵ Inter-Parliamentary Union http://www.ipu.org/parline-e/reports/2392_A.htm

3. チュニジア政府のジェンダー主流化への取り組み

3.1 ジェンダー政策

1956年に制定された「身分法」(CSP)は、結婚、離婚、相続等を規定する法律である。表6で示すとおり、婚姻が両性の合意のみによって成立すること、一夫多妻婚の禁止、夫からの一方的な離婚の禁止等を定めており、女性の地位・権利に関してアラブ圏で最も先進的な法律となっている。一方で、イスラム法の影響を受けているため、世帯主が原則的に男性と規定されていることや、相続割合に男女差があるなど、男女の扱いが異なる部分もある。

表6 「身分法」(CSP) 女性の地位・権利に関する主な条項

結婚	3条：婚姻は両性の合意のみによって成立する。 5条：婚姻の最低年齢は男女とも18歳とする。(2007年改正によって、女性の婚姻最低年齢を15歳から引き上げた) 6条：未成年者の婚姻は、親権者(父親)と母親の合意を必要とする。 18条：一夫多妻婚を禁止する。 23条：夫婦はお互いを尊重し、協力して家庭生活を営む。夫は世帯主として、妻や子どもが必要とするものを賄う義務がある。 156条：20歳をもって成年とする。未成年(18歳以上20歳未満)で婚姻した者は成年と見なす。
離婚	30条：離婚は法廷でのみ決定される。夫婦の合意、もしくは夫・妻いずれかの申し立てによって法廷で審議される。(男性からの一方的な離婚の禁止)
子どもの監督	60条：父親と母親は子どもの行動を監督する権利がある。(1993年改正によって「母親」を追加) 154条：子どもの後見人は父親であり、父親が死亡もしくは能力を欠く場合は母親が後見人となる。
相続	91条以降：女性の相続分は男性の半分である。(例えば娘の相続分は息子の半分)

出所：CSP

また、法律上規定はないものの、ムスリム女性は非ムスリム男性と結婚できないことになっている。ムスリム女性と結婚するには男性がムスリムに改宗する必要がある。ムスリム男性の結婚相手の女性の宗教は問われない。

1959年に制定された憲法¹⁶においては、第6条で「全ての国民は同じ権利・義務を持ち、法の前に平等である」と規定した。

2011年の政変以降、人権や民主化が重視される中、男女平等の機運はさらに高まり、2014年1月に制定された新憲法¹⁷では、前文で「自由と人権の尊重、司法の独立、全

¹⁶ Constitution de la République Tunisienne, 1959. https://www.unodc.org/tldb/pdf/Tunisia_const_1959_fr.pdf

¹⁷ Constitution de la République Tunisienne, 2014
[http://www.legislation-securite.tn/sites/default/files/files/lois/Constitution%20du%2027%20Janvier%202014%20\(Fr\).pdf](http://www.legislation-securite.tn/sites/default/files/files/lois/Constitution%20du%2027%20Janvier%202014%20(Fr).pdf)

での国民の平等」をうたっている。女性については、第 34 条で「議会の中に女性を含めること」を、第 46 条で「全ての分野における男女の機会均等」、「議会における男女数の平等」、「女性に対する暴力の撲滅」を明記している。

1963 年に制定されたチュニジア国籍法¹⁸第 6 条においては、チュニジア人男性の子ども、あるいは、チュニジア人女性に生まれた子どもでその父親が無国籍または国籍不明の者、または、チュニジアにおいてチュニジア人女性と外国人男性の間に生まれた子どもが、チュニジア国籍を取得するとしていた。よって、チュニジア人女性と外国人男性の間にチュニジア国外で生まれた子どもは、チュニジア国籍を得ることができなかった。しかし、1993 年及び 2002 年に国籍法 12 条が改正され、チュニジア人女性と外国人男性の間にチュニジア国外で生まれた子どもも、成年に達する 1 年前（19 歳）からチュニジア国籍を取得できることになった。19 歳に達する前でも、父母の同意があれば、あるいは父が死亡もしくは行方不明の場合は母の申し立てのみでチュニジア国籍を取得できることになっていた。さらに 2010 年の改正によって、出生地や父親の国籍に関係なく、チュニジア女性の子どもは父の公的な合意がなくともチュニジア国籍を取得できることになった¹⁹。

チュニジアは 1985 年に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）（Convention for the Elimination of All Forms of Discrimination against Women : CEDAW）を批准した。しかし、9 条 2（母親の国籍を子どもに引き継ぐ権利）、15 条 4（女性が自分で居所を決定する権利）、16 条（結婚と離婚）等について留保していた。2014 年にこれら留保が解除され、全体を批准したことになった。

3.2 ジェンダー平等（女性の地位向上）のためのナショナルマシナリー 女性・家族・子ども省（Ministère de la Femme, la Famille et l'Enfance）²⁰

1983 年 11 月から 1986 年 6 月まで家族・女性のエンパワメント省（Ministère de la Famille et de la Promotion de la Femme）、1993 年 8 月から 1995 年 3 月まで女性・家族課題省（Ministère des Affaires de la Femme et de la Famille）がジェンダーを担当する省であった。現在の女性・家族・子ども省は 1995 年 3 月に設立された。省は、国の政策・事業のジェンダー主流化推進と、トレーニングを通じて、政府のジェンダーに関する能力強化を行っている。省は EU の支援の下、ジェンダー主流化のための国家アクションプランを作成した。また、省は、UNDP と UN Women の協力で、ジェンダー開発計画（2016-2020）を作成した。女性・家族・子ども省によれば、これら 2 文書は 2015 年 11

¹⁸ Code de la Nationalité Tunisienne 1963

http://www.e-justice.tn/fileadmin/fichiers_site_francais/codes_juridiques/Code_de_la_nationalite_tunisienne.pdf

¹⁹ UNICEF (2011) “Tunisia - MENA Gender Equality Profile: Status of Girls and Women in the Middle East and North Africa”

Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Fifth and Sixth periodic reports of Tunisia, CEDAW/C/TUN/6, 2009

²⁰ 女性・家族・子ども省のウェブサイト www.femme.tn は 2015 年 11 月現在工事中であり、アクセスできない。

月現在、最終化の過程にあり、公表されていない。各省にはジェンダーフォーカルポイントが、各県にはジェンダー委員会 (commissariat) があり、それぞれの事業にジェンダー視点を組み込む役割を担っている。

2015 年現在、女性・家族・子ども省は、EU の支援で女性起業家支援事業を行っている (予算 350 百万ユーロ)。各県から 50 人の女性起業家を選び、事業立ち上げと事業の継続を支援する。農村部の女性は融資を受けにくいため、金融サービスにアクセスできるようにし、起業家精神を高めることを目標としている。また、女性への暴力に関しては、法制、被害者支援サービス、啓発、意識の変化を 4 つの柱としている。

女性にかかる文献・情報の調査研究センター (Centre de Recherche, d'Études, de Documentation et d'Information sur la Femme: CREDIF)

1990 年に設立され、男女平等を目指して、チュニジア社会の中の女性の役割について調査研究、データ収集と分析、調査結果の広報を行う機関である。

女性と開発委員会 (Commission Femme et Développement: CFD)

1980 年代に、女性のエンパワメントを目的として第 8 次国家開発計画の下で設立された²¹。EU ジェンダープロファイル報告書によれば、CFD は活動を計画中であるとのことであるが、2015 年 11 月現在、組織や活動内容に関する情報は得られなかった。

²¹ FAO 情報 <http://www.fao.org/docrep/v9321f/v9321f02.htm>

4. 他の援助機関の取り組み

他の援助機関のチュニジアにおけるジェンダー関連活動内容は以下のとおりである。

表 7 主な援助機関のチュニジアにおけるジェンダー関連活動内容

機関	活動内容
UN Women (チュニジアに事務所はない。モロッコにマグレブ事務所がある)	活動分野： 1. 政治における女性のリーダーシップと参加 <ul style="list-style-type: none"> 女性の政治アカデミー：性による不平等を是正するために、政治家及び有権者としての女性の政治への参加を促進する。 選挙への女性の効果的な参加：政治家及び有権者としての、女性と若者の参加を促進する。 2. 女性の経済的自立 <ul style="list-style-type: none"> 農村部女性の労働と社会保障へのアクセスに関する研究 3. 女性に対する暴力の防止 <ul style="list-style-type: none"> チュニジアの家族・人口庁 (Office National de la Famille et de la Population: ONFP) 及び女性・家族・子ども省と共に、チュニス大都市圏を対象に、セクターを超えて被害者女性への支援を行うメカニズムを作る。 4. 女性・平和・安全 <ul style="list-style-type: none"> チュニジアの司法プロセス過渡期におけるジェンダー主流化促進。
国連開発計画 (UNDP)	チュニジア対象の UNDP 戦略計画 2014-2017 (Plan stratégique 2014-2017 du Programme des Nations Unies pour le Développement) を策定した。民主化支援を重視し、以下を主な活動内容としている。 <ul style="list-style-type: none"> 憲法・国会及び国内対話の支援 選挙プロセス支援 汚職防止 安全保障セクターの改革 この中で、女性の政治への参加も重視している。地方部における経済発展や若者の雇用促進も支援している。
UNFPA	「保健とリプロダクティブ・ヘルス」「人口と開発」「ジェンダー平等推進」を活動の軸としている。ジェンダー平等推進にかかる活動内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 「保健とリプロダクティブ・ヘルス」「人口と開発」等におけるジェンダー視点の確保 ジェンダー不平等の是正と社会システムの改善、女性への差別や暴力の防止、女性の自立、開発における女性の役割の認識・強化 国の組織のジェンダーにかかる能力強化 性別、年齢別、地域別等のデータ・情報の把握 ジェンダー平等推進・女性への暴力禁止のための法律整備 ジェンダー平等にかかる啓発活動
UNIDO	若年層を対象に、研修等を通じて起業支援、雇用促進を行っている。
ILO	UGTT、UTICA、社会問題省をカウンターパートとして、女性の雇用促進を目的とした「女性のディーセント・ワークプロジェクト」を実施している。

	ト」を実施している。
EU	2014年にチュニジアの「ジェンダープロファイル」報告書を作成した。EUの主な活動内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> • 女性の雇用・起業支援 • 女性の政治参加促進 • 地方における女性の役割強化
GIZ	中東・北アフリカ地域における女性の経済活動への統合プログラム（Economic Integration of Women in the MENA Region）（2010年～2016年）を実施し、女性の経済活動に関する啓発、観光業における女性の労働機会・労働条件の改善、バリューチェーンの分析を行っている。（2.8 雇用・経済の項で詳述）
世銀	世銀パートナーシップ枠組み 2016-2020（Joint World Bank-IFC-MIGA Country Partnership Framework: CPF）は「付加価値の高い経済」「人間開発と社会的包括」「地域のニーズへの対応」「持続的な開発」の4つを柱にしている。民間セクター主導の雇用創出、中でも中小企業の貸付へのアクセス強化、特に労働集約型で付加価値が大きいIT、オフショア、農業、電気・電子・機械セクターを重視している。
OECD	OECD-MENA 女性ビジネスフォーラムが、女性起業家のビジネス環境改善の手法を定期的に検討している。具体的には、政策、起業のための資金調達、ビジネス開発サービス（Business Development Services: BDS）、女性起業家のアドボカシー能力強化、女性起業家にかかる調査等について検討している。

出所：UN Women <http://maghreb.unwomen.org/fr/notre-travail/tunisie>

UNDP <http://www.tn.undp.org/content/tunisia/fr/home/operations/projects/overview.html>

UNFPA <http://www.unfpa-tunisie.org/index.php/fr/programme/genre.html>

EU http://eeas.europa.eu/delegations/tunisia/eu_tunisia/tech_financial_cooperation/index_fr.htm

世銀 <http://www.worldbank.org/en/country/tunisia/overview#2>

UNIDO、ILO、GIZ、OECD：JICA（2015）民間セクター分野におけるジェンダー主流化調査ファイナル・レポート

5 JICA 事業のジェンダー主流化状況

事業のジェンダー主流化においては、必ずしもジェンダーに関係しない本来の事業目的を達成するためにもジェンダー主流化が有益な影響を与えるという考え方と、「事業目的が何であっても、全ての事業は常にジェンダー平等推進と女性のエンパワメントを目指すべき」という考え方がある。前者は、ジェンダー主流化を行わないことで、事業目的が十分達成されない可能性があるとしてジェンダー主流化の重要性を説く立場であるが、本調査においては、後者の考え方も重視して、各事業のジェンダー主流化状況を分析し、提言を作成する。

この調査では、JICA 事業においてジェンダー主流化の促進を検討している「民間セクター開発」分野の既存・新規案件におけるジェンダー視点に立ったレビュー・提言を行う。レビュー対象の事業は以下3件であった。さらに、地方部の開発及び収入向上の観点から、既存案件はないものの、農業分野も分析対象とした。

- 品質／生産性向上プロジェクト（フェーズⅠ）（実施期間：2009年10月～2013年5月）
- 品質／生産性向上プロジェクト（フェーズⅡ）（実施期間：2015年9月～2020年8月）
- ボルジュ・セドリア・テクノパークを中心とした産官学連携支援（専門家。派遣期間：2015年6月～2016年2月）

今回の調査でインタビューした関係機関のジェンダー状況・課題についての見解は以下のとおりであった。

【現状】

関係機関においては、組織内にも、顧客との関係においても、男女差別はないと考えている。重要なのは、職員の能力と、顧客のニーズにいかに応えるかということであり、性別は関係ないとしている。組織の上層部に男性が多い傾向はあるものの、管理職や専門職にも女性はおり、能力・専門性に応じて、男女の差なく扱われている。女性向けに特化した事業を行っている機関は少ない。男女別データを収集していない機関も多いが、どのセクター・企業に女性が多いか等は経験上把握している。

工業分野の機関においては、科学分野の研究者・実務者の中にも女性が普通に存在し、男女差別がないと考えられていることもあり、ジェンダーに関する関心は低い。労働力としての女性の評価は高く、女性は真面目で生産性が高いということで、女性を雇いたいと考える経営者が多いとのことである。各機関の女性職員のインタビューでは、職場においては、配置・昇進・業務内容等で男女差別はないと考えており、セクハラや家庭責任との両立についても問題はないとの意見であった。一方で、物理系など女性が少なかった分野においては、現在の管理職女性が就職した数十年前には、当該分野が男性の

職場であるという意識が職場にあり、同僚や顧客が女性を異端視することもあったうえ、更衣室等も十分整備されていない等、労働環境には改善の余地があった。徐々に女性の人数が増えるに従い、職場の同僚や顧客からも普通に受け入れられるようになり、能力に応じて働けるようになったとのことである。

今回調査を行った機関は主に政府系の研究機関であるため、仕事のペースをある程度自分でコントロールしやすく、残業も多くないことや、産休制度が期間や給与の面で民間よりも恵まれている²²ことなどから、仕事と家庭責任を両立しやすいと考えられる。今回の訪問において業務外で話を聞いた民間女性によると、民間企業は速やかな顧客対応を求められるため自分で仕事のペースを調整できないことも多く、また政府系よりも産休の条件が悪いため、家庭との両立は政府系よりも困難とのことである。また、家庭責任があるため長期にわたって家を空けられない等で、女性の仕事の選択の幅が男性よりも限られている場合もあるとのことである。

農業分野の機関は、農民女性の直面する課題を認識している。例えば、女性は土地など担保を持っていないため融資を受けられない。事業計画作成の段階では男女半々なのに、実際に事業を立ち上げる段階になると女性の割合は20%程度に下がる。よって、女性に特化した支援が必要と考えている。

今回の調査でインタビューした関係機関のジェンダー状況・課題についての見解および現地における観察の結果に基づき、チュニジアにおける民間セクター開発支援事業のジェンダー主流化において一般的な留意事項を以下のとおりまとめる。

- 今回調査を行った工業分野の政府系研究機関においては、職場としても、顧客対応の面でも男女差別はないと認識されており、女性の参加状況も実際に良好である。そのため逆にジェンダーについての関心は低い。人材の有効活用・効率性といった異なる視点の導入も有効と考えられる。政府系機関は、待遇上、また業務の性質上、仕事と家庭との両立は比較的容易であり、従来男性の分野とされてきた職場でも、女性の数が増えるにつれて、同僚や顧客が女性を特別視することもなくなり、更衣室等職場環境も整備されてきた。一方で、民間企業については、業種や職種で従業員の男女比が異なり、また、仕事と家庭責任の両立が政府系機関よりも困難であることが示唆されている。JICA 事業のカウンターパート機関は政府系であるが、その顧客には民間企業も含まれている（JICA 事業の目的は顧客企業の生産性向上である）ため、プロジェクト活動、例えば研修に女性参加者が少ない事態も想定される。研修参加者を選ぶ際には、女性が多い業種・企業からも選ぶことや、女性が家庭責任のために家を空けられず参加できない等の事態を避けるための対策（例えば、研修場所・時期・期間・時間を配慮、研修告知を前広に行うこと等）を行う必要が

²² 2カ月の産後休暇が給与全額で取得でき、その後6カ月までは半額で取得できる（民間は、産後休暇は1カ月まで全額、その後は病気休暇を4週間まで、給与は最低賃金の6倍で取得できる）。

ある。

- 農業分野では女性特有の課題がある。女性の参加が少ない事業・現場においては、アフーマティブ・アクションを導入することも一案である。アフーマティブ・アクションは、歴史的・社会的な事情で弱者となっている集団を優遇することで、格差を解消する手段である。女性の参加をとりあえず数として確保し、女性の参加確保について政策・事業のコミットメントを明示するものであることから、男女の平等な参加への関心を高めるツールとしても有用である。しかし、能力に劣る人物が女性だから選抜されたなどの誹謗中傷を招くこともある。女性の参加を数的に確保した次の段階としては、女性の参加を困難にしている原因を分析し、対応策を検討・実施することで、参加の「質」を高める必要がある。アフーマティブ・アクションを導入する際は、導入の理由と期待される効果について、男性を含む事業関係者・住民の理解を事前に得ることが重要である。。

【事業別ジェンダー分析結果・提言】

品質／生産性向上プロジェクト（フェーズ I）

実施期間	2009年10月～2013年5月
相手国機関	国家品質事業管理ユニット（Unité de Gestion du Programme National de Promotion de la Qualité: UGPQ）
事業概要	<p><u>上位目標</u>：優先セクターの中小企業において品質/生産性向上活動が普及する。</p> <p><u>プロジェクト目標</u>：UGPQ、機械・電気産業技術センター（Centre Technique des Industries Mécaniques et Electriques: CETIME）、包装技術センター（Centre Technique de l'Emballage et du Conditionnement: PACKTEC）の、優先セクター（電気・電子分野、機械分野、包装分野）における品質/生産性向上にかかる普及・支援サービスを提供する能力が向上する。</p> <p><u>成果</u>：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 チュニジア政府内の品質・生産性向上支援にかかる組織・体制が整理される。 2 中小企業の品質・生産性向上活動にかかるコンサルティング・サービスを提供する UGPQ、CETIME、PACKTEC 内のコンサルタントが継続的に育成される仕組みが作られる。 3 UGPQ を中心に、品質/生産性向上活動にかかる情報発信能力が向上する。
ジェンダー分析結果	<p>プロジェクト報告書等には、ジェンダーに関する記載は見受けられない。</p> <p>今回の現地調査インタビューの結果、関係機関は一樣に、性別ではなく能力・実績で処遇しており職場として男女差別はないという認識を有しており、また、活躍している女性が実際に多い。従って、逆に、男女平等の推進・ジェンダーに関する意識は低いと見受けられた。</p> <p>現地調査における関係者インタビュー結果の概要は以下のとおり。 産業・エネルギー・鉱山省（Ministère de l'Industrie, de l'Energie et des</p>

Mines)

工業分野においては、職場として男女差別はないし、性別でなく能力が重要と認識されている。科学分野の女性は増えているし、女性の方が真面目で信頼できるため女性を雇用したいと考える経営者も多い。

国家品質事業管理ユニット (UGPQ)

役職者やビジネスコンサルタントに男性は多いが、職場としても、顧客の扱いに関しても男女差別はない。処遇には性別でなく能力・実績が関係するし、ビジネスコンサルタントが仕事先企業を選ぶのは個人の専門性と関心からである。顧客企業の男女別データはとっていないが、経営者は男性の方が多い。縫製関係企業は女性従業員が多い。

国家機関なので、2カ月の産後休暇が給与全額で取得でき、その後6カ月までは半額で取得できる（民間は、産後休暇は1カ月まで全額、その後は病気休暇を4週間まで、給与は最低賃金の6倍で取得できる）。

	男性	女性	合計
総裁 General Director	1	0	1
局長 Director	2	0	2
副局長 Deputy Director	1	1	2
課長 Head of service	0	2	2
ビジネスコンサルタント	4	1	5
秘書	0	1	1
運転手	1	0	1
合計	9	5	14

機械・電気産業技術センター (CETIME)

当該分野は伝統的に男性が多いが、女性のビジネスコンサルタントも増えている。JICA プロジェクト実施当時、カウンターパートの4割は女性であった。採用に関し性別は意識しておらず、能力を見ている。現在、EUの協力事業の中で、伝統的に男性の分野である溶接等で女性の研修を行っている。顧客企業の性別データはとっていない。

女性であることの問題は、適切な更衣室が無い等の職場環境の問題や、出張、また、この分野が男性のものであるとの意識が根強いことである。

	男性	女性	合計
総裁 General Director	0	1	1
局長 Director	11	0	11
副局長 Assistant Director	10	3	13
課長 Head of service	16	4	20
職員	6	2	8
その他	41	29	70
合計	84	39	123

提言

フェーズⅠは既に終了しているため、提言はフェーズⅡに対して行う（提言内容は同じである）。

品質／生産性向上プロジェクト（フェーズ II）

実施期間	2016年1月～2021年1月（予定）														
相手国機関	UGPQ、機械・電機産業技術センター（CETIME）、繊維技術センター（Centre Technique du Textile: CETTEX）、化学工業技術センター（Centre Technique de la Chimie: CTC）														
事業概要	<p>上位目標：チュニジア国内の企業に品質・生産性向上（Quality and Process Improvement: Q/PI）活動が普及する。 プロジェクト目標：チュニジアにおいて Q/PI 活動を持続的に実施する体制が構築される。</p> <p>成果：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 UGPQ、CETIME、CETTEX、CTC のカウンターパートが企業に Q/PI 活動を普及する能力が向上する。 2 Q/PI 活動の普及を行うコンサルタントを継続的に育成する体制が整備される。 3 チュニジア国内で実践的な Q/PI 活動を展開するための具体的な計画が作成される。 4 Q/PI の重要性・必要性がチュニジア国内に普及する。 														
ジェンダー分析結果	<p>「案件概要表」には、ジェンダーに関する記載は見受けられない。フェーズ 1 と同様、関係機関は一樣に、性別ではなく能力・実績で処遇しているという認識であり、また、活躍している女性も実際に多いため、ジェンダーに関する意識は低いと見受けられた。</p> <p>現地調査における関係者インタビューの概要は以下のとおり。</p> <p>繊維技術センター（CETTEX） 繊維産業の中に男女差別はないと考えている。CETTEX も、顧客を性別で区別していない。当該セクターの企業の中で経営者が女性である割合はわずか 2% であるが、労働者の中には女性が多い。女性の方が生産性が高く、順応性があり、労働条件等について組合活動をするのも男性より少ないため、経営者には好まれる。 約 10 年前に JICA のシニアボランティアが縫製・服飾を指導したが、その際に全国のデザイン学校の生徒を対象に年に 1 度コンクールを実施し、好評であった。参加者には男性も女性もおり、最終審査に残ったのはたまたま全員女性であった。2 年前から、資金の問題でコンクールは行っていない。</p> <p>化学工業技術センター（CTC） CTC の事業は化学分野の基準・規則を作成し、研修を実施し、企業の競争力を高めることである。化学分野は、物理等に比べると女性が多い。CTC は職場として性差別はない。農村女性が農産物を使って付加価値の高い商品（エッセンシャルオイルなど）を作ることを支援している。農村女性にとっては土地等担保になるものを持っていないため、事業のための融資を受けにくいことが一番の課題である。</p> <table border="1" data-bbox="443 1818 1366 1995"> <thead> <tr> <th>部署</th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総裁室</td> <td>0</td> <td>2 (総裁 1、アシスタント 1)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>総務・経理局</td> <td>6</td> <td>2 (局長 1、中間管理職 1)</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>			部署	男性	女性	合計	総裁室	0	2 (総裁 1、アシスタント 1)	2	総務・経理局	6	2 (局長 1、中間管理職 1)	8
部署	男性	女性	合計												
総裁室	0	2 (総裁 1、アシスタント 1)	2												
総務・経理局	6	2 (局長 1、中間管理職 1)	8												

	技術協力局	6	0	6
	研修・情報局	0	5 (局長 1、上級技術者 1、コンサルタント 3)	5
	分析・試験局	4	6 (上級技術者 2、技術者 3、秘書 1)	10
	その他	0	1 (上級技術者・副局長 1)	1
	合計	16	16	32
提言	<p><u>JICA プロジェクトチーム・専門家およびカウンターパート機関への提言</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ カウンターパート機関では、男女平等が達成されていると考えられているため、ジェンダー視点導入の必要性を感じる者が少ない。JICA 事業では、事業目的そのものに加えて、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに貢献することも求められていることを事業開始時に説明し、例えばビジネスコンサルタント養成研修や顧客企業対象の研修に女性の参加も確保するといった方針を合意することが望ましい。また、雇用や配置に関して、ジェンダーの視点に加え、人材の有効活用・効率性（能力のある女性を活用しないのは損失である）といった異なる視点で訴える必要がある。 ✓ 民間企業では、業種や職種で従業員の男女比が異なり、また、仕事と家庭責任の両立が政府系機関よりも困難であることが示唆されている。JICA 事業のカウンターパート機関は政府系であるが、その顧客には民間企業も含まれているため、例えば研修参加者に女性が少ない事態も想定される。研修参加者を選ぶ際には、女性が多い業種・企業からも選ぶことや、女性が家庭責任のために家を空けられず参加できない等の事態を避けるための対策（例えば、研修場所、時期・期間・時間の設定にあたり配慮すること、研修告知を前広に行うこと等）を行う必要がある。研修等参加者の男女別データを取り、もし女性の参加が少ない場合があれば、その原因を分析する必要がある。 <p><u>カウンターパート機関への提言</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ カウンターパート機関では、全般に、男女差別はないと報告されているが、遠くへの出張などに家庭責任のある女性が行けないなど、意図せずに何等かの属性の職員を排除することがないように配慮すべきである。 ✓ 伝統的に男性が多い職種・職場において、女性のための更衣室整備など職場環境を整備するとともに、可能であれば女性を複数配置することなどによって、男性の職場であるという意識を変えていく必要がある。 ✓ CTC は農民女性対象にエッセンシャルオイル製造など、化学技術を使用しての農産物加工を指導しているが、事業化については、包装やマーケティング、融資等 CTC の業務外の支援も必要であるため、他の専門機関と連携することが望ましい。 <p><u>JICA への提言</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ カウンターパート機関から指摘されたとおり、日本からチュニジアに 			

	当該セクターで派遣される専門家はほぼ男性のみである。当該分野に元々男性が多いことや、日本の労働環境や男女の役割分担意識（女性は家庭責任を負うため長期出張が困難）がその理由であると思われる。女性専門家がいれば積極的に登用されたい。
--	--

ボルジュ・セドリア・テクノパークを中心とした産官学連携支援（専門家）

派遣期間	2015年6月～2016年2月のうち4回
相手国機関	ボルジュ・セドリア・テクノパーク、チュニジア高等教育・科学研究省研究成果有効化局、産業・エネルギー・鉱山省産業・技術インフラ局
事業概要	関係機関に対し、産官学連携の基本的な考え方や枠組み等にかかる理解促進のための支援を行うと共に、具体的なアクションプラン策定へ向けたプロセスのファシリテーションを行い、チュニジアにおける産官学連携促進のための具体的な取り組み開始へ向けた助言・提言を行う。
ジェンダー分析結果	<p>専門家報告書には、ジェンダーに関する記載は見受けられない。派遣期間中のワークショップ等参加者名簿によれば女性の発表者・参加者も多いため、性別で差別することなく、業務内容や業績を基に人選したと推測される。</p> <p>今回、テクノパーク勤務の女性研究者5名にインタビューした結果は以下のとおりであった。</p> <p>組織の幹部は男性が多いが、研究者としての仕事上、男女の差は感じない。科学分野に女性は増えており、実際、博士レベルになると女性の方が多。男性は家族を養うために学業をあきらめる人が女性よりも多いかもしれない。研究・大学での講義など、仕事は好きで誇りをもっている。昇進はしたい。子どもをもつと、ベビーシッターの手配、学校の送り迎え、通勤時間がかかること（テクノパークはチュニス郊外にあるため）など気に掛けることが増え、定時に出勤できないこともある。子どもの迎えるため、残業はしない。</p> <p>インタビュー参加者5名のうち1人は日本の大学院への長期留学経験がある。それは結婚前のことであったが、彼女の見解では、もし結婚・出産後であったら家庭責任のため留学しなかったかもしれないとのことであった。</p> <p>上述インタビュー結果から、女性研究者は普段は男女の差を感じることなく、仕事に全力で取り組んでいることが伺われた。子育てとの両立には苦労はあるものの、比較的各自のペースで仕事ができる職場であり、残業がないことなどから、家庭責任のある女性も働きやすいと思われる。</p>
提言	<p><u>カウンターパート機関への提言</u></p> <p>✓ 現状、職場に男女差別はないが、女性が例えば家事責任のために出張できないなどという事態がないように、配慮すべきである。</p> <p><u>JICA 専門家への提言</u></p> <p>✓ 研究者やワークショップ参加者リストなど、性別データを取ることをすすめる。もし女性の参加者が少ない場合があれば、その原因を分析すべきである。</p>

農業分野

提言	<p>農業分野は本来この調査の対象セクターではなかったが、民間セクター開発、特に地域開発・収入向上の観点から重要であるため、調査対象に含めた。農業分野におけるレビュー対象 JICA 事業は指定されていないため、今後同分野で事業を実施する際に、以下のジェンダー配慮を行うことを提案する。</p> <p><u>JICA プロジェクトチームおよびカウンターパート機関への提言</u></p> <ul style="list-style-type: none">✓ 事業対象分野・組織・対象地域・受益者等における女性・男性の状況を把握・分析することがまず必要である。✓ 研修や会議等の参加者名簿に性別の欄を作り、男女別データを収集する。✓ 男女別データを分析し、女性の参加が少ない場合はその理由を調査する。浮かび上がった課題に対して、対策を検討・実施する。✓ 栽培・飼育技術の研修だけでなく、農産物加工、包装、輸送、市場へのアクセス等にかかる支援も行うことが、農民の事業の安定・拡大、収入向上のために有効と考えられる。✓ 農民女性にとって、お互いに経験・ノウハウを共有することも事業の成功のために有効である。農民女性のネットワークの機会を作るため、農業祭や、地域・国際的な女性起業家の会議等を企画・実行することも有効と考えられる。✓ 家庭責任や、男性ほど自由に移動できないために、女性が活動に参加できないことがないように、配慮すべきである。例えば、研修の場所、時期、長さ等が、女性の参加を妨げることがないようにすべきである。✓ 農業においては女性の参加が見えにくい。実際、女性が多くの作業や力仕事をしていても、重労働は男性の担当で、女性は男性の補助であるとみなされる。労働環境の改善や、女性も価値ある重要な労働を担っているという意識を持てるよう啓発することが重要である。✓ 女性の参加が少ない事業・現場においては、アフーマティブ・アクションを導入することも一案である。その際は、導入の理由・目的を関係者に説明し同意を得ることが必要である。また、女性の参加を数として確保するだけでなく、本質的な参加を促進するため、課題を分析して対策を実施する。
----	--

主な参考資料

著者	資料名	出版年
チュニジア政府	Code du Statut Personnel (身分法)	1956
チュニジア政府	Constitution de la République Tunisienne, 1959 (1959年憲法)	1959
チュニジア政府	Code du Travail (労働法)	2010
チュニジア政府	Constitution de la République Tunisienne, 2014 (2014年憲法)	2014
チュニジア政府、国連	Objectifs du Millénaire pour le Développement, Rapport National de Suivi 2013	2013
女性・家族・子ども省	L'approche genre en Tunisie : consolidation de l'égalité entre les femmes et les hommes (パワーポイント資料)	2013
女性・家族・子ども省、UNFPA	Stratégie Nationale de lutte contre les violences faite aux femmes (VFF) à travers le cycle de vie	2013
EU	Cadre Unique d'Appui pour l'appui de l'UE à la Tunisie (2014-2015)	2014
EU	Profil Genre de la Tunisie 2014	2014
Inter-Parliamentary Union	Women in Parliament in 2013	2013
JICA	Country Gender Profile (Tunisia)	2004
JICA	民間セクター分野におけるジェンダー主流化調査 ファイナル・レポート	2015
UNICEF	Tunisia - MENA Gender Equality Profile: Status of Girls and Women in the Middle East and North Africa	2011
外務省 (日本)	チュニジア国別評価報告書	2007